

本年の確定申告業務後の臨時休業は3月14日(金)とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

TEL 043-241-6121
FAX 043-243-3430
URL <https://www.osmk-ohb.co.jp>
令和7年3月1日
代表社員 石田 洋祐

令和9年4月1日開始事業年度より適用される新リース会計基準(令和7年4月1日より早期適用可)により、これまでオフバランス処理(将来債務である「リース負債」を計上しない処理)されてきたオペレーティングリースが、オンバランス処理されることになりました。

今年の税制改正では、上記の改定に伴う税法の整備として、オペレーティングリースの税務上の取り扱いが整備されることとなり、影響が注目されていました。

① オペレーティングリースとは

税法では賃貸借取引を「リース取引」と「それ以外」に定義しており、リース会計基準でいう「オペレーティングリース」は税法でいうところの「それ以外」に該当します。

○税務上の賃貸借取引の区分

会計上の名称	ファイナンスリース	オペレーティングリース
税務上の名称	リース取引	(リース取引以外)
税務上の要件	資産の賃貸借で以下の要件を満たすもの ・賃貸借期間中解約不能 ・資産の使用にかかるほとんど全てのコストを賃借人が負担する(フルペイアウト)	左記の要件に該当しない資産の賃貸借
具体例	リース会社とのファイナンスリース契約	事務所の賃貸借 レンタル

② オペレーティングリースの税務上の取り扱いは賃貸借処理継続

オペレーティングリースの税務上の取り扱いは、新リース会計基準適用後も賃貸借処理が継続されます。(外形標準課税上の取扱いも「支払賃借料」としてカウントできるということです。)

ところが、新リース会計基準を適用する会社は、会計上オペレーティングリース資産を「使用権資産」として資産計上し、「減価償却費と支払利息」で費用計上していくため、会計と税務で処理方法に差異が生じることとなり、申告調整が必要になります。

オペレーティングリースの処理

	新会計適用前	適用後
会計上の処理科目	支払賃借料	減価償却費 支払利息
税務上の処理科目	支払賃借料	支払賃借料
申告調整	不要	必要

③ 新リース会計基準の強制適用は上場企業など、中小企業にはほぼ影響なし？

オペレーティングリース取引は今後煩雑な税務の申告調整が必要になるというここまでの説明ですが、これを適用すべき会社は公認会計士の監査を必須とする以下のような会社です。

- ・上場企業など金融商品取引法適用会社
- ・会社法上の大会社(資本金 5 億円以上または負債 200 億円以上の会社)など

従って、**一般の中小企業(上記の適用会社の子会社は除きますが、)や個人の処理に影響はほぼありません。**

④ ビジネスへの影響は？

本当に中小企業への影響はないでしょうか。上場企業はこの会計基準の適用によりオペレーティングリースのオンバランス化を迫られ、自己資本比率の悪化が避けられません。紳士服専門店の「洋服の青山」を運営する青山商事はこの対策のため、昨年の発表で、低採算の大型店を小型店に切り替えていくことを明らかにしました。

また、賃貸マンションの一括借上なども新リース会計の対象となる可能性が高く、負債圧縮のため、契約の見直し、賃料下げ圧力が増す可能性もあり油断できないと言えるでしょう。